～「人」についてサポートし中小企業の発展・繁栄に助力します～

ほ っ と レ タ ー

社会保険労務士法人　諏訪労務管理センター
〒392-0022　長野県諏訪市高島3－1201－90
TEL 0266-52-2444　FAX 0266-52-5244
e-mail　info-sharoushi@misawakaikei.jp

10
2019

トピックス　令和元年の公的年金の財政検証　経済成長と労働参加が進めば維持可能　改正は必要か

公的年金制度は長期的な制度であるため、社会・経済の変化を踏まえ、少なくとも５年ごとに、財政検証を実施することとされています。

令和元年（2019 年）は、財政検証の年に当たるので、その公表が待たれていましたが、８月が終わる頃に、ようやく、その結果が公表されました。今回の財政検証については、「制度改正の必要性を強調したものとなっている」といった声も聞かれますが……。その概要を紹介します。

―― 令和元年（2019 年）の財政検証のポイント（いずれも、人口の前提は中位） ――

●経済成長と労働参加が進むケース（将来の実質経済成長率 0.9～0.4%）では？

➡マクロ経済スライド終了時に、所得代替率は 50%以上を維持。

●経済成長と労働参加が一定程度進むケース（将来の実質経済成長率 0.2～0.0%）では？

➡2040 年代半ばに所得代替率が 50%に到達。その後もマクロ経済スライドによる調整を機械的に続けた場合、その終了時には所得代替率は 40%台半ばに。

●最悪のケース（将来の実質経済成長率▲0.5%）では？

➡マクロ経済スライドによる調整を機械的に続けたとしても、国民年金は 2052 年度に積立金がなくなり、完全な賦課方式に移行。その後、保険料と国庫負担で賄うことができる給付水準は、所得代替率 38～36%程度にまで落ち込む。

〈補足〉所得代替率とは、簡単に言えば、
「モデル世帯（夫婦二人）の年金月額÷現役世代の男性の平均月給（手取り）」

また、次のようなオプション試算も行われました。

●オプション試算Ａ（被用者保険の更なる適用拡大を実施したと仮定した場合）

➡これを実施すると、所得代替率や、基礎年金の水準確保に効果が大きい。

●オプション試算Ｂ（保険料拠出期間の延長と受給開始時期の選択〔具体的には下記参照〕を実施したと仮定した場合）

・基礎年金の加入期間の延長
・在職老齢年金の見直し（廃止）
・厚生年金の加入年齢の上限の引上げ（75 歳まで）
・就労延長と受給開始時期の選択肢の拡大

➡これらを実施すると、年金の水準確保に効果が大きい。

★ 結局、「経済成長と労働参加が進めば維持可能」で、それを確実にするためには「被用者保険の更なる適用拡大や保険料拠出期間の延長などの制度改正が有効」という結果になっています。政府は、早くも、それらの制度改正の準備を進めていますので、財政検証を利用してその必要性をアピールしたような感は否めませんね……。

被用者保険の更なる適用拡大や厚生年金の加入年齢の上限の引上げは、企業実務にも大きな影響を及ぼしますので、その動向から目が離せません。

トピックス　令和２年度の厚生労働省予算の概算要求 重点要求に「多様な就労・社会参加の促進」など

毎年８月 31 日は、各府省庁が財務省に対して来年度の予算の概算要求を行う期限となっています。

令和２年度（2020 年度）の予算について、厚生労働省からはどのような概算要求が行われたのでしょうか。ポイントを紹介します。

令和２年度（2020 年度）厚生労働省予算の概算要求

●一般会計総額は「32 兆 6,234 億円」となっています。

年金や医療、介護など高齢化による社会保障費の増加を見込み、前年度の当初より 6,593 億円多く計上し、過去最大に！

●団塊ジュニア世代が高齢者となり現役世代の急減する 2040 年頃を見据え、誰もがより長く元気に活躍でき安心して暮らすことができるよう、人生 100 年時代に対応した全世代型社会保障の構築に取り組むとともに、成長と分配の好循環の拡大を図るため、「**多様な就労・社会参加の促進**」、「健康寿命延伸等に向けた保健・医療・介護の充実」、「安全・安心な暮らしの確保等」を柱として重点的な要求が行われています。

●その中でも特に「**多様な就労・社会参加の促進**」が気になるところです。

主な項目には、次のようなものがあります（抜粋）。　〔　〕は前年度の概算要求額

- ○長時間労働の是正や安全で健康に働くことができる職場づくり→359 億円〔309 億円〕
- ○最低賃金・賃金引上げに向けた生産性向上等の推進、同一労働同一賃金など雇用形態に関わらない公正な待遇の確保→1,449 億円〔1,223 億円〕
- ○就職氷河期世代活躍支援プランの実施→653 億円〔489 億円〕
- ○高齢期も見据えたキャリア形成支援の推進→1,734 億円〔1,204 億円〕　など

●さらに具体的に、労働・雇用関係の助成金に目を向けると、次のような拡充・創設が予定されています（抜粋）。

- ○時間外労働削減、勤務間インターバル導入、年次有給休暇取得促進等に取り組む中小企業等及び事業主団体への助成金の拡充
- ○最低賃金・賃金引上げに向けた生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者への助成金の拡充
- ○就職氷河期世代の失業者等を正社員で雇い入れた企業への助成金の拡充
- ○高齢者の特性に配慮した安全衛生確保対策を行う企業への助成金の創設　など

★ やはり、最近話題の政策には、多くの予算が要求されていますね。動向をチェックし、正式決定後に改めてご案内します。

お仕事カレンダー 10 月

10/1	● 全国労働衛生週間（1 日から 7 日） ◎定時決定により、9 月に改定された社会保険料を 10 月給与から控除
10/10	● 9 月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付
10/31	● 9 月分健康保険料・厚生年金保険料の納付 ● 8 月決算法人の確定申告と納税・翌年 2 月決算法人の中間申告と納税（決算応当日まで） ● 11 月・翌年 2 月・翌年 5 月決算法人の消費税の中間申告（決算応当日まで） ● 労働者死傷病報告書の提出（休業 4 日未満の 7 月から 9 月分の労災事故について報告） ● 労働保険料の納付（延納第 2 期分）

スタッフアンケート

今月のお題は、「自分の生活の中でムダだと思う時間」です。働き方改革が叫ばれている中、私生活でもっと効率よくできるヒントになりますでしょうか。

木村：移動の時間。通勤や銀行、お役所のような用事に出かける移動の時間がなくなれば、家事・育児の時間も増えます。
　　テレポーテーションが使えたり、「どこでもドア」があるといいなあと思います。
五味：YouTube を観ている時間。
池上：やらないといけないことを思い浮かべつつ休んでいる時間・・・取り掛かるか、ゆっくり休めばいいと思う。
川城：特に用もないのに Twitter を見ている時間。
武井：長くて絶対に切ってくれない子供の髪を毎日お風呂上がりに乾かす時間です。
濵：　子供を怒っている時間。何にも響いていないと分かっていつつ、いつもダラダラと怒ってしまう（T－T）
高野：目的もなく何となくスマホを見ている時間。
　　ただ時間が過ぎていくだけで勿体ないなと思いつつも、見てしまいます…
両角：育児休業中
小坂：スマホでゲームをしている時間。
　　最近マリオカートにハマっていて、寝る前にすごいやってしまいますが、無駄な時間だなぁと思います。
宮坂：見るともなしにつけてあるテレビ（バラエティ番組）の前にいる時間。

◆あとがき◆

秋も徐々に深まってきて、落ち葉も増え、重ねる服も増えてきました。「秋」もいろいろあります。食欲の秋、芸術の秋、読書の秋、スポーツの秋 etc…

皆さんは、秋といえば、何の秋でしょうか。

ミサワグループは、毎年 10 月に生活習慣病予防検診を実施します。どんな結果が出ることやら。。。

今年の４月から、労働安全衛生法が改正になり、「労働時間状況把握義務」「産業医の権限強化」が図られました。また、ストレスチェックは既に 50 人以上事業場には義務付けられています。

少子高齢化に対応すべく、健康を保って元気よく働くことが今後会社にも個人にも求められていくと思います。人間食べないと生きていかれませんから、食欲の秋も大いに結構ですが、食べる量や食べるものには気をつけたいものです。

弊社にも、甘いもの（チョコレートやアイスクリーム）が好きな者、パンやご飯や麺といった炭水化物が好きな者がおりますが、健康で働いてもらうためにも、心を鬼にして禁止にしていこうかと思っている今日この頃です。

かくいう代表の私は、甘いもの大好きです。

現在諏訪労務管理センターでは、「働き方改革」をテーマに、社内活性化制度事例をせっせと集めています。、まだまだそれほど多くありませんが、「製造業の在宅は可能か？」などという記事などもあります。「こんなテーマで何かない？」というご要望がありましたら、なんなりとお問合せください。

様々なご相談を受け付けております。

しゃろうし みやさかの

ひとりごと

ー猫のりょうちゃんー

昨日 23年飼っていた
猫が死んでしまった。

10日ほど前に ごはんを食べなくなって
便が出ないので 病院に行って 診て
もらったら 脱水症との事で 点滴をして
もらった。先生は 指で便を掘り出して
くれた。

次の日も点滴をしに 行ってきた。
そうしたら しばらくは 好きな とり肉や パンなど
たべていたが。… やはり又 食べなく
なってしまった。

缶詰をやっても 口をかいで プイと 横を
むいてしまう。

もう 食べない。飲まないと 決めたらしく
水さえ 一滴も のもうと しないで じーっと
している。

口をこじあけて スポイトで 水を入れても
のむ気が ないので こぼすだけ。

自分の人生の 終りを悟ったのか もう
顔つきまで 変わってきた。

かわいかった顔が むくんだように
見えた。

そして昨日 10/20 午後3時半 息を
しなくなって しずかに 亡くなった。

他に誰も いなかったので 私は
ひとしきり 泣いた。

子どもの時に 飼っていた ネコが 死んだ
時 抱いて 泣いていたら
母が「ネコが死んだって 泣くもんじゃない
ネコは 畜物だから 泣かなくていい」
と言った。

母は ネコが 大きらいで そばにくると
頭を ほうきで たたくので ネコも 近づかなかった。

私が もらってきた ネコも「この ネコは 尻くせ
が悪いから 捨てにいく」と言って 母に
ついていった。雪の降った日に 隣り村の
渡から 雪の中へ 落として きたのだ。

ニャーキャー 泣いている 所を 拾った
人が 飼ってくれ いい ネコに なった
そうだ。

亡母は ネズミとしだったのである。

今日 会社から 帰ったら 夫が 庭に お墓
を作り 戒名まで つけて お塔婆まで
立てて あって 大わらい。

Copyright (c) 2017 諏訪労務管理センター All Rights Reserved.